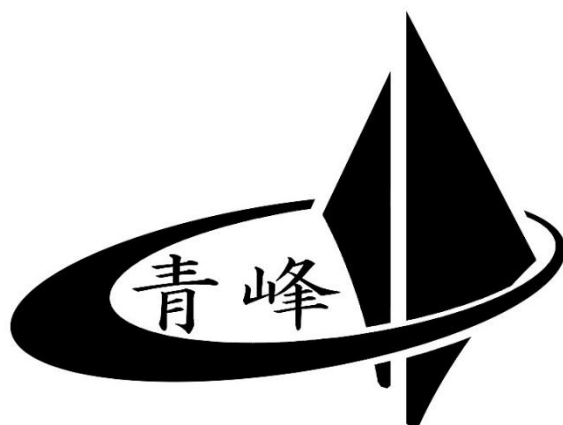


学校いじめ防止基本方針



長野県木曽青峰高等学校

目次

1	学校いじめ防止基本方針	P 1
2	いじめとは	P 1
	(1) いじめの定義	
	(2) いじめに対する認識	
	(3) いじめの様態	
	(4) いじめの構造と背景	
3	校内における学校いじめ対策組織と取り組み	P 2
	(1) いじめ対策委員会（組織運営、運用方法）	
	(2) 学校いじめ防止年間計画	
4	いじめの未然防止	P 5
	(1) いじめの起きにくい学校・学級づくり	
	(2) 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知	
	(3) 保護者・地域との連携	
	(4) 情報モラル教育の充実	
5	いじめの早期発見	P 6
	(1) いじめの積極的認知	
	(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン（別紙 2）	
	(3) 複数の教職員による発見	
	(4) 相談体制の整備	
	(5) 定期的調査の実施	
	(6) 情報の共有	

6	いじめへの対応	P 6
	(1) 生徒への対応	
	(2) 関係集団（周りの生徒）への対応	
	(3) 保護者への対応	
	(4) 関係機関との連携	
7	ネットいじめへの対応	P 9
	(1) ネットいじめとは	
	(2) ネットいじめの予防	
	(3) ネットいじめへの対応	
	(4) 書き込み・画像等の拡散防止	
	(5) ネットいじめに対する指導・支援	
8	いじめの解消	P10
	(1) いじめが「解消している」状態	
	(2) 支援の継続	
9	重大事態への対応	P11
	(1) 重大事態とは	
	(2) 重大事態発生時の報告・調査	
10	いじめ防止対策に関する評価	P12
	(1) いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり	
	(2) 早期発見・事案対処の手立て	
	(3) 教員の資質向上	
別紙 1	いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン	P12
別紙 2	いじめ早期発見のための家庭用チェックリスト	P14
別紙 3	相談窓口一覧	P15

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。また、いじめは学校だけでの対応が困難な事案も増加するなど、いじめ問題への対応は学校として大きな課題である。

本校では、生徒が意欲を持って充実した高校生活を送ることができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、保護者・地域住民・関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切且つ速やかに解決できるよう、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

(定義)

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条） ※条文を一部読替え（児童等→生徒）

※「物理的影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

※上記のように、いじめの定義には

- ①行為をした者(A)も、行為の対象となった者(B)も生徒であること
- ②AとBの間に一定の人的関係があること
- ③AがBに対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていない。小さなトラブルや、その場で謝罪が行われていたとしても、この定義に当てはまるものは、いじめと認知されることに留意すること。

(2) いじめに対する認識

- ①「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」という認識
- ②「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」という認識
- ③「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」という認識

(3) いじめの様態

具体的ないじめの様態には、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間外れ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかってこられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる

- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・誹謗中傷や嫌なことをされる(インターネットを通じて行われるものも含む)
- ・その他

(4) いじめの構造と背景

①いじめの構造(いじめの4層構造)

いじめの持続や拡大には、いじめる生徒といじめられる生徒以外の「観衆」や「傍観者」の立場にいる生徒が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを暗黙的に支持しいじめを促進する役割を担っている。

○いじめる生徒 ○ 観衆 (はやしたてたり、おもしろがったりして見ている)

○傍観者 (見て見ない振りをする) ○いじめられる生徒

②いじめの背景

○児童生徒の問題

- ・対人関係の不得手、表面的な友人関係、欲求不満耐性の欠如、思いやりの欠如、成就感・満足感を得る機会の減少、進学をめぐる競争意識、将来の目標の喪失、など

○家庭の問題

- ・核家族、少子家庭の増加→人間関係スキルの未熟さ
- ・親の過保護・過干渉→欲求不満耐性の習得不十分
- ・親の価値観の多様化→協調性・思いやりの欠如、規範意識の欠如、など

○学校の問題

- ・教員のいじめに対する認識不足
- ・教員が多忙で、お互いの交流が不十分
- ・知識偏重など、価値観が限られていると、差別の構造につながりやすい
- ・管理的な締め付けが強いと集団として異質なものを排除しようとする傾向が生じやすい

3 校内における学校いじめ対策組織と取り組み

(1) いじめ対策委員会

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導並びに、いじめを認知した場合の解決に向けた取組等を「いじめ対策委員会」を中心として行う。

構成員 教頭(全日/定時)、生徒指導主事、生徒指導担当教員(全日/定時)

生徒相談係主任、養護教諭

スクールカウンセラー他外部専門家・・・状況に応じて

該当クラス担任、学年主任・・・・・・いじめ発生時

部活動顧問・・・・・・・・・・部活動内で発生した場合

活 動 ・年間計画の作成 ・アンケート調査の実施 ・いじめ相談への対応

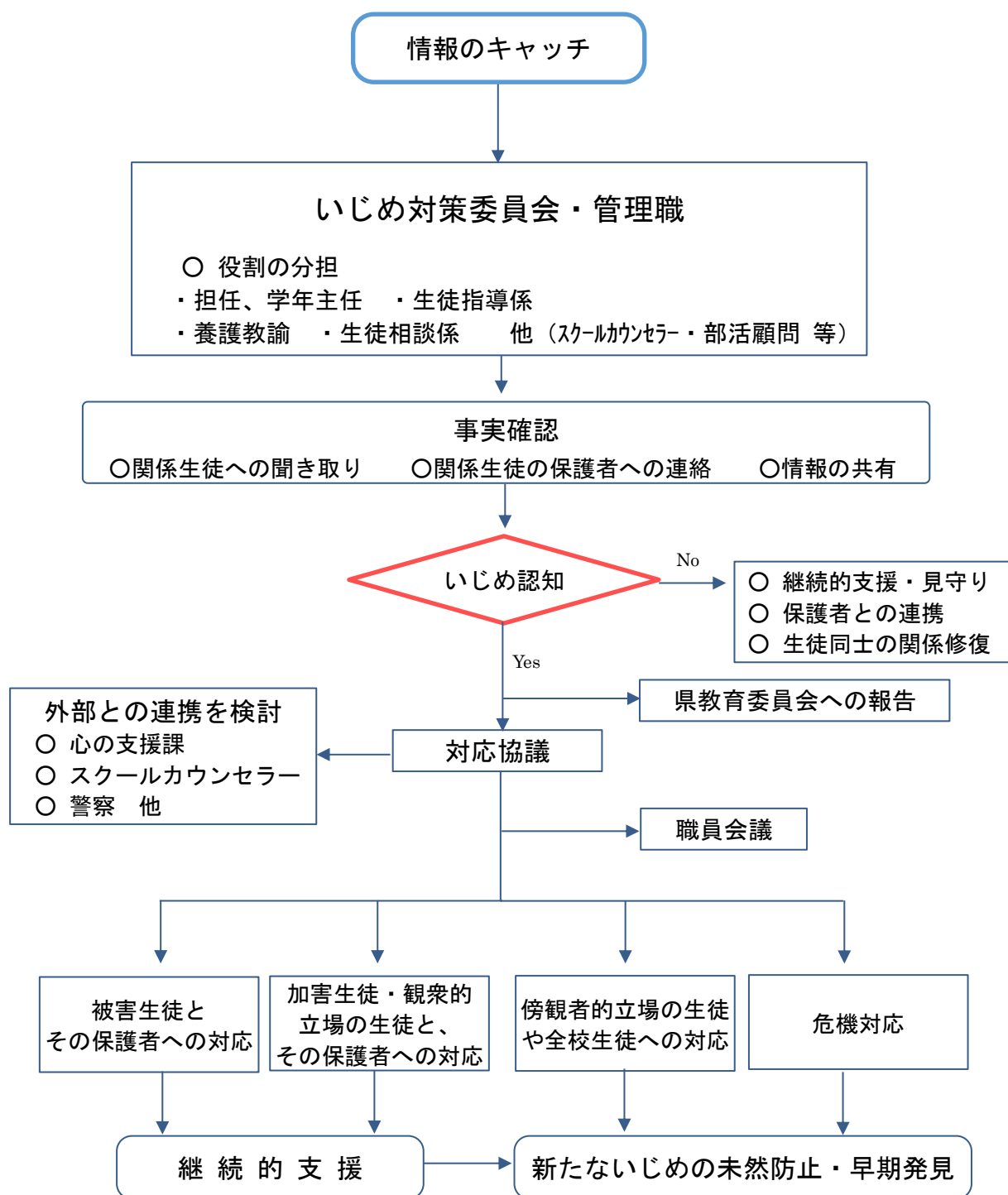
・啓発活動の実施 ・いじめ事案に対する対応と措置(別紙1)

・学校いじめ防止基本方針の見直し

開 催 ・定例会(各学期1回程度開催)

・いじめ発生時は緊急開催をする

いじめへの対応と措置(重大事態を含む)



※いじめの重大事態については「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成 29 年 3 月文部科学省)」により、適切に対応する。

※重大事態の調査主体が県教育委員会の場合は、資料等の提出など、調査に協力する。

(2) 学校いじめ防止年間計画

年間の教育活動全体を通じたいじめ防止プログラムを定め、体系的・計画的にいじめ防止に資する多様な取り組みを行う。

学校いじめ防止年間計画

月	計 画	対 象	内 容
4	第 1 回いじめ対策委員会	いじめ対策委員会	いじめ防止基本方針・年間計画の作成と組織の確認
	情報モラル講演会	全学年(全)	スマートフォンやインターネットのトラブルについて、具体例と対処法の知識と理解を深める。
	授業公開・参観、P T A総会	保護者・職員	P T Aと連携し、いじめ問題に関する家庭への啓発活動を行う
		P T A	
5	職場家庭訪問	定時制	家庭や職場の状況を把握する
	P T A懇談会・授業参観	定時制	P T Aと連携し、いじめ問題に関する家庭への啓発活動を行う
	アセス実施(第 1 回)	全学年(全)	学校適応感を測り、不適応傾向の生徒を把握し、適応感を改善する手立てを取る
6	地区 P T A懇談会	保護者職員	P T Aと連携し、いじめ問題に関する家庭への啓発活動を行う
	P T A懇談会・授業参観	保護者職員	P T Aと連携し、いじめ問題に関する家庭への啓発活動を行う
	学校生活アンケート(第 1 回)	全学年(全)	実態把握に取り組む
	職員研修会	職員	
7	アセス実施	定時制	学校適応感を測り、不適応傾向の生徒を把握し、適応感を改善する手立てを取る
	自殺予防教育	定時制	S O S の出し方を学ぶ
	保護者懇談会	全学年(全)	生徒の家庭・学校での様子を共有する
8	授業公開・参観	保護者・職員	公開授業の中でクラス状況を確認する
9	第 2 回いじめ対策委員会	いじめ対策委員会	学校内の状況・情報確認と共有・年間計画の中間
			評価
	アセス実施(第 2 回)	全学年(全)	学校適応感を測り、不適応傾向の生徒を把握し、適応感を改善する手立てを取る
学校生活アンケート (第 2 回)	全学年(全)	実態把握に取り組む	
10	ソーシャルスキルトレーニング	全日・定時	新しい人間関係を築き、仲間とのつながりを深める方法を学ぶ
	ゲートキーパー講座	1学年(全)	S O S の出し方を学ぶ
11	保護者懇談会	全学年	生徒の家庭・学校での様子を共有する
12	生徒・保護者アンケート	全日・定時	生徒の実態把握、保護者による学校評価
1		全日生徒保護者	
		学校生活アンケート(第 3 回)	全学年
2	第 3 回いじめ対策委員会	いじめ対策委員会	いじめ防止基本方針・年間計画の評価・見直し
			次年度の方針の決定

通年

○木曽養護学校、地域の教育相談員との連携

○いじめ防止に関する取り組みを全ての教育活動の時間を利用して、日常的に啓発する

4 いじめの未然防止

「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、早期に取り組むことが最も重要である。そのためには「いじめはどの生徒にも、どの学級どの学校にも起こり得る」という認識を全ての教員が持ち、生徒一人一人に対し、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てる必要がある。

(1) いじめの起きにくい学校・学級づくり

①日々の授業の充実

- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善と学習内容の定着
- ・授業中のルールを明確にした規律ある学習環境づくり
- ・思いやり、友情、生命の尊重、正義、公正公平、よりよい社会の実現などを扱う場面で、生徒が自身の実生活や体験に目を向けられる道德教育の充実

②生徒が主体的に取り組む活動の位置づけ

- ・相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考え方を伝えたりすることができるコミュニケーション活動やソーシャルスキルトレーニングの実施
- ・生徒が自分の役割を自覚し、仲間と気持ちを一つにして取り組むことによって協力の大切さに気づき、達成感を味わえる活動の設定

③体験活動の充実

- ・達成感、感動、人間関係の深まりが感じられ、自己有用感が高められる活動の工夫
- ・多様な価値観を認め合ったり、自分に自信を持ったり、生き方に憧れを持ったりできるような異学年交流や学校種間交流、地域の方と連携した行事の工夫

④職員の研修

- ・職員自身が人権感覚を大切にした教育活動を展開すること
- ・研修内容、実施方法について、効果的な研修となるよう工夫し、生徒理解、生徒指導、生徒相談のスキル向上を図る

⑤特に配慮が必要な生徒

以下の5点の「学校として特に配慮が必要な生徒」については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行い、適切な支援のための研修会を実施すること。

- ・発達障がいを含む、障がいのある生徒
- ・外国につながる生徒
- ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒
- ・災害等による避難生徒、風評により影響が及ぶ生徒
- ・その他、学校として特に配慮が必要な生徒

(2) 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知

「いじめは絶対に許さない」、「いじめられてよい生徒は一人もいない」という学校の姿勢や、いじめ防止に関する学校の考え、取り組み等を保護者や地域へ発信し、全校集会やPTA地区懇談会で周知する。

(3) 保護者・地域との連携

保護者や地域とともに、いじめ防止の取り組みを考え合う機会を設定し、連携を図る

(4) 情報モラル教育の充実

情報モラル教育を充実させるとともに、保護者にも理解を求める

5 いじめの早期発見

生徒の言動に留意するとともに、いじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの積極的認知

いじめは大人の目に付きにくく、遊びやふざけあい、けんかのように見えることもあるため、些細な兆候であっても軽視せずに、いじめの可能性のある事象について広く認知の対象とすること。

(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン（別紙2）

(3) 複数の教職員による発見

(4) 相談体制の整備

①担任による定期的な面談の実施

②校内の相談窓口の設置

・生徒相談室、保健室等

③校外の相談窓口の周知（別紙5）

④スクールカウンセラー、木曽養護学校や地域の教育相談員との連携

(5) 定期的調査の実施

①学校生活アンケートの計画的な実施（5月、9月、2月の年3回）

②アセス（学校環境適応感尺度）の実施（全日年3回、定時年2回）

③アンケート実施後、学年会で集計結果を共有し、多面的な指導を行う。

④保護者向けアンケート、チェックリストを活用した、家庭での早期発見の協力依頼（別紙3）。

(6) 情報の共有

①報告経路の明示、報告の徹底

②職員会議や学年会、生徒指導係、生徒相談係、いじめ対策委員会等での情報共有

③要配慮生徒の実態把握

④進級時の引き継ぎ

(7) SOSの出し方に関する教育の推進

6 いじめへの対応（p.3）

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決へ向けて担任（もしくは発見者）が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。職員がいじめの情報を学校内で共有しないことは、いじめ防止対策推進法第23条の規定に違反し得ることになる。そのため、本方針の周知を図り、全職員が組織的対応の仕方を共通理解する必要がある。

いじめの指導については、事案の状況により担任による注意から、生徒指導係による指導まで考えられる。また「いじめ」という言葉を使わずに、「あった行為」のみについて反省を促す方法が良い場合もあり、柔軟な対応が求められる。

(1) 生徒への対応

① いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くと共に、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について共に考え、迅速に対応する
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます

【具体的な対応】

- ・アンケート調査や個人面談など、生徒からの相談があった場合には、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する
- ・事実確認とともに、まず今の辛い気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える

② いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。また、いじめを行った生徒が抱える問題や背景を理解し、立ち直りを支援する。

- ・いじめの事実を確認し、認知した場合はいじめをやめさせる
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられている生徒の苦痛や、今後の生き方を考えさせ、再びいじめに向うことのないよう再発防止に努める
- ・必要な場合は指導・懲戒を与える

【具体的な対応】

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちを認識させる
- ・いじめは人格を傷つけ、生命又は身体等に重大な危険を生じるおそれがあることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる

(2) 関係集団（周りの生徒）への対応

被害・加害生徒だけでなく、いじめが行われている周囲でおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、いじめ問題について考えさせ、自力で解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係作りに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

【具体的な対応】

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す
- ・「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す
- ・はやし立てたり見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる
- ・いじめを訴えることは、勇気ある行動であることを理解させるよう指導する

(3) 保護者への対応

① いじめられている生徒の保護者に対して

いじめの相談を受けた場合には、複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

【具体的な対応】

- ・発見したその日のうちに保護者に面談し、事実関係を直接伝える
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する
- ・保護者の不安な気持ちを共感的に受け止めるとともに、いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える
- ・家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える

② いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある
- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝え、何か気がついたことがあれば報告してもらう

【具体的な対応】

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者の辛く悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する
- ・生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、継続した助言をする

③ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

① 県教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法、関係機関との調整

② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる事案の通報、相談
- ・犯罪等の違法行為がある事案の通報、相談

③ 福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導助言

⑤ その他

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、木曽養護学校、地域の教育相談員
- ・法務局等の人権擁護機関等

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像、動画を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめである。インターネットに投稿するということは、完全な匿名状態ではなく、自分が被害を受けるリスクもあり、加害者となった場合、社会的非難や社会的制裁を受ける可能性があることを、生徒に認識させる必要がある。

(2) ネットいじめの予防

①保護者への啓発・依頼

- ・フィルタリングの徹底、見守り、気づき、家庭内のルール設定を保護者へ依頼

②情報モラル教育の充実

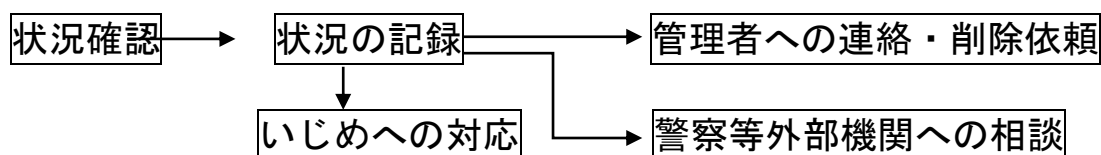
- ・インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させる

③情報モラルについての講話の実施（前期）

④校外の相談窓口の周知（別紙3）

(3) ネットいじめへの対応

生徒から収集した情報を確認するために画像等を閲覧する場合には、本人及び保護者の同意を求めることを基本とする。また、職員が児童ポルノの疑いのある画像等を確認する際は、同姓の者が複数で対応するなどの配慮をすること。



① SNS への書き込みや画像の投稿 等の内容確認

- ・サイトや掲示板の URL を控え、書き込み内容をプリントアウトするなど、保存する

② SNS への書き込みや画像の投稿 等の削除手続き

投稿された内容が公開されるものであるか、個人情報が開示されないかどうかを、依頼する前によく確認しておくこと。内容によっては警察や法務局に相談することも検討すること。

- ・サイト内にある「管理者へのメール」または「お問い合わせ」などの項目を探し、件名や内容等の必要事項を書き込み送信する
- ・サイトや掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合には、プロバイダーへの削除依頼を行う

(4) SNS への書き込みや画像の投稿 等の拡散防止

- ① 拡散防止のために、情報収集を迅速に行い、関係生徒が保存していると思われる機器を、学校への提出または保護者による機器保管を依頼する
- ② ①の依頼と同時に、保護者に今後の対応への意向（被害届の提出等）を確認すること。特に重篤な状況が懸念される場合は、警察等と連携しなければ解決困難である旨を説明すること

(5) ネットいじめに対する指導・支援

- ① 被害生徒への対応
 - ・ スクールカウンセラー等の活用など、相談体制の充実を図る
 - ・ 被害生徒の立場に寄った支援組織で対応する
- ② 加害生徒への対応
 - ・ 加害生徒自身がいじめやからかいに遭っていて、その仕返しとして悪口等を書き込んでいる場合も考えられるため、被害生徒からの情報だけをもとに、安易に加害者と決めつけない
 - ・ 加害生徒が軽い気持ちで書き込みを行っていたり、加害生徒自身が悩みや問題を抱えていたりする場合もあるため、背景や事情について綿密に調べ、対応すること
- ③ 保護者への対応
 - ・ 被害生徒の保護者に迅速に連絡し、家庭訪問などを通して保護者と話し合いの機会を持つ
 - ・ 学校の対応について説明し、その後の方向性について相談をする
 - ・ 加害生徒の保護者に対して、「ネットいじめ」は許されない行為であることを説明する
- ④ 全校生徒への対応
 - ・ 日頃から情報モラル教育を行い、「ネットいじめ」の加害者にも被害者にもならないよう指導を充実させる

8 いじめの解消

(1) いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消されている」状態とは、以下の要件が満たされている必要がある。

- ① いじめられた生徒へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が継続していること
- ② いじめられている生徒及び保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること

(2) 支援の継続

- ① いじめが解消していない段階では、いじめられた生徒を徹底的に守り通し、安全を確保する
- ② いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、生徒や学級の状態を日常的に注意深く観察する

9 重大事態への対応（別紙1）

重大事態については、いじめが早期に発見・解決されなかったことにより、被害が深刻化した結果であるケースが多い。従って「疑い」が生じてもおお、学校が速やかに対応しなければ、いじめの行為がより一層エスカレートし、被害がさらに深刻化する可能性がある。

(1) 重大事態とは

- ①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・高額の商品を奪い取られた場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する
- ③生徒や保護者から重大な被害が生じたという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、いじめ防止対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

(2) 重大事態発生時の報告・調査

「疑い」が生じた段階で調査を開始すること。不登校重大事態の場合は、重大事態に至る前の段階から県教育委員会を經由して知事に報告し、迅速かつ組織的対応をする。その後、県教育委員会の判断に従い、学校が調査の主体となる場合は、いじめ対策委員会を母体とし適切な専門家を加えて調査を行う。いじめを受けた生徒、保護者及び関係した生徒の心のケア、再発防止に努める。

※重大事態の調査は、民事・刑事上の責任の追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめ事案への対応及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識すること。

10 いじめ防止対策に関する評価

いじめ防止対策のより一層の充実を図るため、いじめ防止対策に関する内容を学校評価に位置づけ、取り組み状況等について評価し、実情に応じて方針や具体的取組などについて工夫・改善を図る。

【いじめに関する評価事項】

(1) いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

- ①学校いじめ防止基本方針の内容やいじめ対策委員会の存在が生徒並びに家庭・地域等に周知されているか。
- ②教育相談体制が整備され、定期的に情報の共有が図られているか。
- ③年間を通じて、いじめ防止対策の取組が実施されているか。

(2) 早期発見・事案対処の手立て

- ①定期的または必要に応じてアンケートを実施しているか。
- ②個人面談が定期的に、保護者面談が必要に応じて実施されているか。
- ③いじめ事案の対処が適切に行われているか。
- ④職員会議等において、気になる生徒の情報が共有されているか。

(3) 教員の資質向上

- ①学校いじめ防止基本方針について全ての教職員で共通理解が図られているか。
- ②いじめに関する校内研修を実施しているか。

附則 この基本方針は 平成30年5月31日から施行する

別紙１ いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

１ いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

登校時、ホームルーム、授業、休み時間でのサイン

場 面	サイン
登校時 ホームルーム活動	・遅刻・欠席が増え、その理由を明確に言わない ・教員と視線が合わず、うつむいている ・体調不良を頻繁に訴える ・提出物を忘れたり、期限に遅れたりする ・担任が教室に入室後、遅れて入室してくる
授業中	・保健室・トイレに頻繁に行くようになる ・教材等の忘れ物が目立つ ・机周りが散乱している ・決められた座席と異なる席に着いている ・教科書・ノートに汚れがある ・突然個人名が出される
休み時間等	・弁当にいたずらをされている ・昼食を教室で食べない ・用のない場所にいることが多い ・ふざけ合っているが表情がさえない ・衣服が汚れていたりしている ・一人で清掃している
放課後等	・慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている ・持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする ・一人で部活動の準備、片付けをしている

教室でのサイン

・嫌な(不愉快な)あだ名が聞こえる ・何か起こると特定の生徒の名前が挙がる ・壁や机等にいたずら、落書きがある	・席替えなどで近くの席になることを嫌がる ・筆記用具等の貸し借りが多い ・机や椅子、教材等が乱雑になっている
---	--

※教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やし、休み時間に廊下を通る際には注意を払い、サインを見逃さないようにする。

家庭内でのサイン

学校や友人のことを話さなくなる
友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる
朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする
電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする
受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする
不審な電話やメールがあったりする
遊ぶ友達が急に変わる
部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする
理由のはっきりしない衣服の汚れがある
理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある
登校時刻になると体調不良を訴える
食欲不振・不眠を訴える
学習時間が減る
成績が下がる
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする
自転車がよくパンクする
家庭の品物、金銭がなくなる
大きな額の金銭を欲しがる

※家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

※別紙2 いじめ早期発見のための家庭用チェックリスト の周知、活用。

2 いじめている生徒のサイン

いじめをしている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

- ・ 教室等では仲間同士でのみ集まり、ひそひそ話をしている
- ・ ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている
- ・ 教員が近づくと、不自然に分散したりする
- ・ 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる
- ・ 嫌な(不愉快な)あだ名で呼んでいる
- ・ 何か起こると特定の生徒の名前を挙げる
- ・ 席替えなどで近くの席になることを嫌がる

別紙2 いじめ早期発見のための家庭用チェックリスト

年 組 番 氏名

- 1 最近のお子さんの様子の変化で、下記の項目に該当するものがあれば、空欄に○を記入してください。

1 理由のはっきりしない衣服の汚れや破れが見られることがある。	
2 理由のはっきりしないあざやけが（殴られた跡）がある。	
3 持ち物（学用品や所持品）がなくなったり、壊されたりしている。	
4 家族との会話が減ったり、学校的话题を意図的に避けたりする。	
5 ささいなことで怒ったり、家族に八つ当たりしたりすることが多くなった。	
6 登校時間になると、体調不良を訴えることがよくある。	
7 家庭から金品を持ち出したり、必要以上に金品を要求したりする。	
8 友達や学級の不平・不満を口にすることが多くなった。	
9 これまで仲のよかった友達との交流が極端に減った。	
10 友達からの連絡に出たがらなかったり、遊びの誘いを断ったりする。	

- 2 下記の項目をお子さんに直接たずねて、回答を記入してください。

1 あなたのクラスに、仲間はずれにされている人はいませんか？	いる・いない
2 あなたのクラスに、よく嫌がらせをされている人はいませんか？	いる・いない
3 あなたは、困ったときに相談できる友達がいますか？	いる・いない
4 あなたは、困ったり悩んだりした時に相談できる先生はいますか？	いる・いない

- 3 その他、お子さんの様子で気になることがあれば記入してください。

--

総合相談窓口

●長野県子ども支援センター
(長野県県民文化部こども・家庭課)
子ども専用無料電話 **0800-800-8035**
大人専用 **026-225-9330**
子どもに関する相談全般に応じています。〔月～土10:00～18:00〕

学校教育、いじめ、不登校など

●学校生活相談センター
(長野県教育委員会心の支援課)
0120-0-78310〔24時間〕
(24時間子どもSOSダイヤル～いじめ・いのち・学校生活の悩み～)
いじめや不登校など学校生活における子どもの悩み相談に応じています。

●電話教育相談
長野県総合教育センター **0263-53-8811**
東信教育事務所 **0267-24-5570**
南信教育事務所 **0265-72-4647**
飯田事務所 **0265-53-0462**
中信教育事務所 **0263-47-7830**
北信教育事務所 **026-232-7830**
〔いずれも 月～金 9:00～17:00〕
学校生活や不登校など、教育上のあらゆる問題について、保護者や児童生徒からの相談に応じています。

養育上の悩みや非行・虐待など児童の福祉

法律により、虐待を受けたと思われる児童を発見した人は、市町村・福祉事務所または児童相談所へ通告することになっています。

●中央児童相談所 **026-238-8010**
●松本児童相談所 **0263-91-3370**
●飯田児童相談所 **0265-25-8300**
●諏訪児童相談所 **0266-52-0056**
●佐久児童相談所 **0267-67-3437**
〔いずれも 月～金 8:30～17:15〕
児童福祉司や児童心理司などの専門職員が、18歳未満の子どもの関する様々な相談に応じています。

●長野県児童虐待・DV24時間ホットライン
(長野県県民文化部こども・家庭課)

026-219-2413
児童虐待・DV(配偶者間暴力)に関する緊急の相談や通告、通報に応じています。〔24時間〕

●児童相談所全国共通ダイヤル **189** いちはやく
虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。〔24時間〕

●長野県性暴力被害者支援センター
「りんどうハートながの」
(長野県県民文化部人権・男女共同参画課)

026-235-7123〔24時間〕
性暴力被害にあわれた方を支援するための相談窓口です。

思春期の子どもの発育・発達や健康

●思春期相談
県内の全保健福祉事務所・市福祉事務所
医師、保健師、臨床心理の専門家などが心や体の健康相談に応じています。〔月～金8:30～17:15〕

子どもの非行などの問題行動

●ヤングテレホン
警察本部少年課 **026-232-4970**
長野中央警察署 **026-241-0783**
松本警察署 **0263-25-0783**
上田警察署 **0268-23-0783**
伊那警察署 **0265-77-0783**
〔いずれも 月～金 8:30～17:15〕
少年相談専門職員や警察官が、子どもの非行、いじめや犯罪の被害に関する相談に応じています。

●警察安全相談(警察本部地域安全推進係)
026-233-9110または**#9110**
犯罪等による被害の未然防止、DV(配偶者間暴力)、ストーカー被害等に関する相談に応じています。〔24時間〕

●法務少年支援センター長野
善光寺下の青少年心理相談室
(長野少年鑑別所)**026-237-1123**
非行問題を扱う専門機関として、臨床心理の専門家などが相談に応じています。〔月～金9:00～17:00〕

人権の問題

●子どもの人権110番(長野地方法務局)
0120-007-110
人権擁護委員などが、子どもの人権に関わる様々な相談に応じています。〔月～金8:30～17:15〕

心の健康

子どもの発達や心の健康についての相談に応じています。
●長野県精神保健福祉センター
(発達障がい者支援センター・ひきこもり支援センター)
026-227-1810
〔月～金8:30～17:15〕
心の健康や精神医療に関わる相談をはじめ、アルコール、薬物思春期の精神保健に関わる相談、発達障がいやひきこもり等に関わる相談に応じています。

民間団体が実施している電話相談

●チャイルドラインフリーダイヤル
(長野県チャイルドライン推進協議会)**0120-99-7777**
〔月～土16:00～21:00〕
子どもの声に耳をかたむけ、その心を受け止める18歳までの子どもの相談に応じています。

●子育てひといきホットライン
(ながの子どもを虐待から守る会)**026-268-0008**
〔火・木10:00～14:00 土10:00～12:00〕
子どもを虐待から守る、虐待をしないための相談に応じています。

●いのちの電話(社会福祉法人長野いのちの電話)
長野いのちの電話**026-223-4343**
松本いのちの電話**0263-29-1414**
〔毎日11:00～22:00〕
誰にも相談できずに苦しんでいる人の悩みに応じています。

インターネットに関する相談窓口

サイバー犯罪に関わる都道府県警察のサイバー犯罪相談窓口

殺人・爆破・自殺予告など緊急対応が必要な情報は警察に 110 番通報すること

長野県警察 サイバー犯罪対策室 <http://www.pref.nagano.lg.jp/police/anshin/cyber>
026-233-0110(長野県警察本部生活安全部生活環境課)

法務省インターネット人権相談受付窓口

不当な差別情報などに関する人権相談を各法務局の窓口で受け付けている

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

違法・有害情報の通報受付窓口(インターネット・ホットラインセンター)

わいせつ関連情報、薬物関連情報などの違法情報、有害情報を中心に受け付けている

(警察への情報提供、サイト管理者等への送信防止措置の依頼など)

<http://www.internethotline.jp/>

違法・有害情報相談センター

違法・有害情報等に関わる無料相談の受け付け、関連諸団体・窓口の紹介

<http://www.ihaho.jp/>

学校生活相談センター

長野県教育委員会心の支援課 **0120-0-78310**〔24時間〕

長野県子ども支援センター

長野県県民文化部こども・家庭課

子ども専用無料電話 **0800-800-8035**

大人専用 **026-225-9330**

子どもに関する相談全般に応じています。〔月～土10:00～18:00〕

生きづらびっと 一般社団法人社会的包摂サポートセンター、一般社団法人全国心理業連合会 他2団体

QRコードでLINEの友だちを追加



ウェブチャットで相談 <https://yorisoi-chat.jp>

相談時間(基本):月火木金日 17:00～22:30(22:00 まで受付)

SNSやチャットによる相談を行い、必要に応じて電話や対面による支援や居場所活動等へのつなぎも行。様々な分野の専門家及び全国の地域拠点と連携して「生きることの包括的な支援」を行う。

10代20代の女性のためのLINE相談 特定非営利活動法 BOND プロジェクト

QRコードでLINEの友だちを追加



相談時間:毎週 月水木金土

【1部】16:00～19:00(相談受付 18:30 まで)

【2部】19:30～22:30(相談受付 22:00 まで)

10代20代の生きづらさを抱える女の子のための女性の支援。

こころのほっとチャット～つながる、よりそう、やわらぐ～ 特定非営利活動法人東京メンタルヘルス・スクエア

相談時間:毎日 第一部 12:00～17:00(16:00 まで受付)

第二部 17:00～21:00(20:00 まで受付)

毎月1回 最終土曜日～日曜日 21:00～12:00(11:00 まで受付)

SNS(LINE、Twitter、Facebook)及びウェブチャットから、年齢・性別を問わず相談に応じる。相談内容から必要に応じて電話相談(一般電話回線の他に通話アプリ LINE、Skype 等にも対応)及び全国の公的機関や様々な分野のNPO団体へつなぎ支援を行う。

LINE



Facebook



ウェブチャット



チャイルドライン 特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター



相談時間:チャット相談 毎週 木曜日 隔週 金曜日 16:00～21:00

18歳以下の子どもが対象。電話相談(0120-99-7777/16:00～21:00)と、ウェブチャットによるオンライン相談を実施。

<https://childline.or.jp/chat/>